

外部評価の実施回数緩和の流れ

① 事業者は、秋田市に「実施回数緩和に係る協議書」を提出する。



② 秋田市、協議書の内容を審査したうえで同意書を発行する。



③ 事業者は②で取得した同意書を秋田県へ提出する。



④ 秋田県が実施回数緩和について判断する